

事業者排出量削減計画書（新規 **変更**）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市北区中之島3-3-23					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役社長 藤野 隆雄					
事業者の主たる業種	通信事業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	関西電力グループの一企業として環境への配慮および循環型社会の構築に向けた活動の展開を行っている。とりわけ電力使用量の削減等を「ケイ・オブティコム エコアクション」として毎年定めている。					
推進体制	社内において「エコ・アクション」を周知し、削減努力目標（執務室における電気使用量を従業員一人当たり1%/年削減する等）を定めて取り組んでいる。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	無線鉄塔建設他				
取得年月日	2008/5/29					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年度	各通信局舎	今後3年間において省エネルギー仕様の機器導入や不使用設備および機器の電源OFF等により電力使用量の削減に取り組むものである。			
	平成21年度					
	平成22年度					
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）			目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）
A 事業所等排出区分		2,499.0 t	3,373.0 t	35.0 %		
B 輸送車両排出区分		t	t	%		
C その他排出区分		t	t	%		
	排出合計	*1 2,499.0 t	*2 3,373.0 t	35.0 %		
	目標設定の考え方	弊社加入者の増加に伴い、設備増設および設備利用率の増加が予想される。ただし、上記エコアクションの趣旨に併せて省エネルギー仕様の機器の導入や不使用機器の電源OFF等排出削減に向けた取組みを推進する。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	通信局舎	二酸化炭素換算 各通信局舎延床面積（千㎡）	657.63 t/千㎡	875.64 t/千㎡	33.2 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方	平成19年度における京都府内での通信局舎延床面積を基準としているが、弊社サービス加入者の増加に伴い通信局舎の増設が今後見込まれる。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			/	
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
	削減量等合計		*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
		*1 2,499.0 t	（*2）・（*3） 3,373.0 t	35.0 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	電気使用量と併せて車両燃費の向上、使用コピー枚数の削減および再生紙利用の促進等事業運営での貢献活動を「エコアクション」にて定めている。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。